

令和8年度 兵庫県阪神南県民センター会計年度任用職員採用選考案内（県政推進員等（区分A））

主に定型的な業務を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和7年12月15日（月）～令和8年1月5日（月） [受信有効]
※受付はインターネットのみで、持参は認めません。
- ・試験日 令和8年1月20日（火）～1月23日（金）のうち指定する1日
- ・任用期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
- ・勤務場所 尼崎市内、西宮市内又は芦屋市内の地方機関

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
県政推進員等	10人	県政推進に係る補助的・定型的業務(庶務業務、資料整理、資料作成等)	
税務事務員	5人	税務事務に係る補助的・定型的業務(資料整理、データ入力、窓口業務等)	週29時間（原則7時間15分×週4日） ※配属先によって異なる場合あり
管理事務員	4人	①道路、河川、港湾、海岸等公物管理に係る一般業務(申請窓口業務、書類整理保管等)	週29時間（原則7時間15分×週4日） ※配属先によって異なる場合あり
	2人	②港湾施設管理に係る一般業務(清掃、除草、不法投棄の監視・指導等)	

※ 採用予定人員は、今後変更する場合があります。

※ 所属長の定める範囲で職務内容が変更となる場合があります。

2 受験資格

- （1）令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- （2）任用の日に兵庫県の尼崎市内、西宮市内または芦屋市内の地方機関に勤務可能な方
- （3）地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- （4）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- （5）Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- （6）管理事務員②は、普通自動車運転免許（AT限定不可）保有の方

3 選考方法

- （1）選考方法

所定の受験申込ページによる申込内容及び面接試験による選考

- （2）日時

令和8年1月20日（火）～1月23日（金）のうち指定する1日

※試験時間は申込み後、別途お知らせします。

(3) 場 所

兵庫県尼崎総合庁舎別館

〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8 TEL:06-6481-8047

[申込者多数の場合、上記以外の試験日程及び試験会場になることがあります。]

[その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。]

4 申込先及び申込方法

- (1) 受付期間内に[インターネット（クリックしてください）](#)から申し込んでください。（持参又は郵送での受付は行いません）
- (2) 写真についても受験申込ページで画像ファイルを添付してください。
- (3) 学歴・職歴が複数ある方については、兵庫県ホームページに掲載している所定の様式ファイルに必要事項を入力の上、添付してください。

※1 受付期間内に正常に受信したものを有効とします。使用されるパソコンや通信回線上の障害によるトラブル等に関しては、一切責任を負いません。

※2 写真の画像ファイルの形式は[jpg, jpeg, gif, png]で、サイズは10MBまでです。

※3 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内をメールでお送りします。受信設定が必要な場合は、e-tumo-mail.bizplat.asp.1gwan.jpとpref.hyogo.1g.jpを受信できるようにしてください。

※4 なお、1月15日（木）を過ぎてもメールが届かない場合は、1月16日（金）までに兵庫県阪神南県民センター総務防災課（総務担当）まで電話で照会してください。

[問い合わせ先]

兵庫県阪神南県民センター 総務防災課（総務担当）

[TEL: 06-6481-8047]



申込ページはこちらです

5 合格発表

2月中旬頃に合格者、補欠合格者、不合格者とも文書により通知します。

6 採用予定時期

- (1) 採用日は原則として令和8年4月1日（水）です。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。
- (3) 配属先は令和8年3月下旬頃までに配属先等から連絡する予定です。

7 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日です。

（勤務実績に基づく能力実証等により、2回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

8 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 169,100 円～177,200 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、職務内容や勤務状況等に応じて一部変動する可能性があります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。
税務事務員は税務事務手当（7,800 円/月）の支給あり。

- (3) 期末手当・勤勉手当
年間計 4.65 月（6 月期 2.325 月、12 月期 2.325 月）
※ 在職期間に応じた割り落としあり
※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象
- (4) 通勤交通費
正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）
- (5) 勤務時間
週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）※ 配属先によって異なる場合あり
- (6) 休暇
年次有給休暇（時間単位の取得が可能）
その他、夏季休暇（有給・週 3 日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり
- (7) 社会保険
地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入
- (8) 条件付採用
改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 ヶ月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

<短期育休業務支援員について>

男性職員による育児休業の取得を促進するとともに、円滑な業務執行体制の確保を図るため、短期の育休取得者が生じた複数の所属に応援・配置され、育休取得職員の業務を中心に事務補助を行っていただきます。

【応募条件】令和 8 年 3 月 31 日時点で兵庫県庁（地方機関含む）において通算 3 年以上の勤務歴がある方

【応募方法】申込フォームにおいて、短期育休業務支援員の希望についての回答欄がありますので、ご意向を選択してください。

【勤務条件】

(1) 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

（勤務実績に基づく能力実証等により、4 回を上限に再度の任用を行う場合があります。
その際、県政推進員（一般 A）を希望することも可能です。）

(2) 配置所属

各部局総務担当課付となり、短期の育休取得者が生じた複数の所属に応援・配置されます。

(3) 報酬区分・任用形態

会計年度任用職員一般 B・週 4 日 29 時間（基本報酬：月額 169,100 円～192,300 円）

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。
また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じことがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。